

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月4日

広島市長

提出者

住所

広島県広島市中区小町1-25

氏名

株式会社 大林組 広島支店

常務執行役員支店長 鬼頭俊郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

082-242-5013

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 大林組 広島支店
事業場の所在地	広島県広島市中区小町1-25
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	1,863,742万円
③従業員数	350人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

別紙4

(産業物処理法-特管理産業廃棄物計画書)

現状：前年度（令和6年度）実績量
 計画：今年度（令和7年度）計画量

単位：トン／年

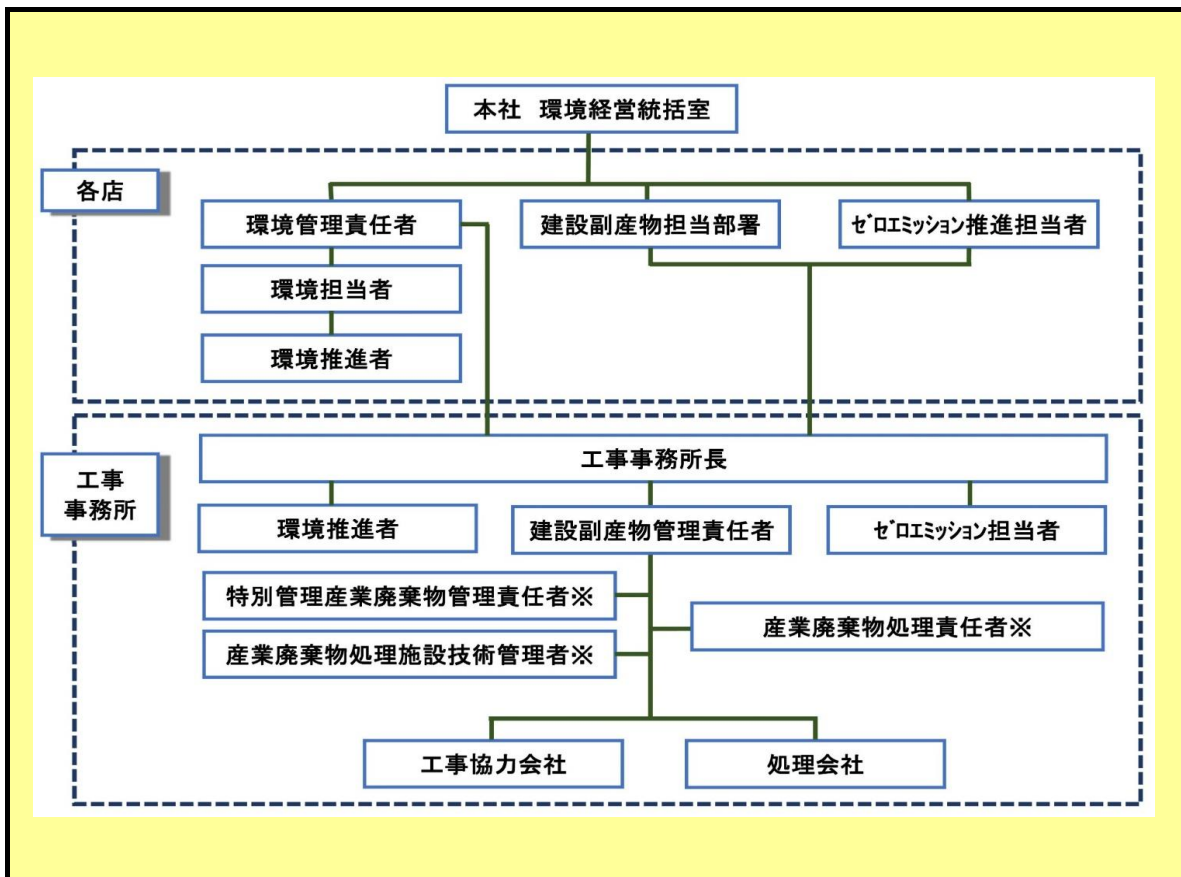
単位：トン／年

特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
廃油	0.02											0.02		0.02						
廃酸	1.62											1.62		1.62		1.62				
廃アルカリ																				
感染性産業廃棄物																				
特定有害産業廃棄物	廃PCB等																			
	PCB汚染物																			
	PCB処理物																			
	指定下水汚泥																			
	鉱さい																			
	廃石綿等	107.00	30										107.00	30						
	燃え殻																			
	ばいじん																			
	廃油（金属を含むもの）																			
	汚泥（金属を含むもの）																			
廃酸（金属を含むもの）																				
廃アルカリ（金属を含むもの）																				
合計	108.64	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	108.64	30	1.64	0	1.62	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	現在実施していない
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も実施計画はない

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	発生品目ごとに分別する
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	今後も発生品目ごとに分別する

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	現在実施していない
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も実施計画はない

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	現在実施していない
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も実施計画はない

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	現在実施していない
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も実施計画はない

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	当該特別管理産業廃棄物を適正に処理できる会社を選定
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も適正に処理できる会社を選定する

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	108.64 t
②今後実施する予定の取組等	電子 manifests に対応可能な会社を選定する